

旅費支給規定

(目的)

第1条 この規程は、当団体の活動等のため移動もしくは宿泊をする者に対して交通費・旅費その他必要な経費を生産する際の手続き及び支給金額について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当団体の会員であるか否かを問わず、当団体の活動のため移動や宿泊を必要とする者すべてに適用する。

(交通費)

第3条 交通費は、実際の移動経路にかかわらず、障害者割引・早期予約による割引などを可能な限り適用し、最も合理的な手段によって移動した場合の費用を次の方法で事前に計算して支給する。

- (1) 鉄道・軌道・船舶・バスは、最廉価の客室への乗車・乗船料金を支給する。ただし、片道100kmを超える場合には特急・座席指定の料金を支給することができる。
- (2) 飛行機は、片道の移動時間を3時間以上削減できると見込まれる場合に使用を認める。エコノミークラス等最廉価の座席の料金を支給する。
- (3) 自家用車を用いる場合は、おおよその移動距離1km あたり10円に必要と見込まれる有料道路通行料金および駐車料金を加えた金額、もしくはその他の方法で移動するとして算定した金額のうち安い方の金額を支給する。
- (4) タクシーの利用はやむを得ない場合に限り認めるものとし、乗車地と移動距離等によって計算する。

(宿泊費の支給)

第4条 朝7時以降の出発、23時(18歳到達後最初の3月31日までの間にある者にあつては21時)以前の帰宅が可能な場合には、日帰りでの移動を原則とする。ただし、次の場合には宿泊を認めることができる。

- (1) 移動時間が片道3時間を超える場合
- (2) 宿泊により追加で支給となる金額が、宿泊により減少する交通費を上回る場合

(宿泊費の算定)

第5条 宿泊費は、代表理事が事前に算定した金額を定額で支給する。算定金額は、宿泊地周辺における当日の相場を確認し、その結果に15%を加え、泊数を乗じた金額とする。

(事後の精算)

第6条 活動の都合または天災地変その他特別な事情により、事前の計算と異なる経路を利用せざるを得なかった場合には、事前に算定した費用との差額を追加で支給する。追加の宿泊を要した場合には、事前に算定した金額に追加で要した日数を乗じ、さらに15%を加えた金額を支給する。宿泊費を事前に算定していなかった場合には、領収証の提出を受けて実費を支給する。ただし、代表理事が不相当に高額と判断した場合には、1 蔓延を超える部分の支給を行わないことができる。

(支給額の算定と周知)

第7条 本規定による支払を要する者は、移動経路（宿泊を要する場合にあってはその旅程および宿泊を要する理由を含む）を、決定後遅滞なく代表理事に連絡する。代表理事は支給金額を計算し、本人および会員に周知する。正当な理由なく出発日の2週間前までに連絡をしなかった者に対しては、支給を行わないことができる。

(異議の申し立て)

第8条 前条による周知の翌日から起算して5日の間に意義の申し出がなければ、金額が確定するものとする。意義の申し出があった場合には、その内容および金額の修正の有無（修正する場合には修正前後の金額を含む）を再度周知しする。修正があった場合には、修正の周知の翌日から起算して5日間、再度意義の申し出をすることができる。

(仮払い)

第9条 支給額は後払いを原則とするが、金額が確定していれば申し出により仮払いすることができる。旅行の取りやめ、活動内容の変更その他の理由で仮払いを受けた金額が過大となった場合には、遅滞なく差額を返還しなければならない。

(概算払い)

第10条 事務の簡素化のため、決定した金額は500円単位に切り上げて支給することができる。

(他から支給を受ける場合の扱い)

第11条 他の団体等から交通費・旅費・謝金・給与その他の支払を受けられる場合には、本規定により算定した金額が支給を受けられる金額を上回る場合に限り、その差額を支給する。ただし、差額が500円未満の場合は支給しない。

(領収証の提出)

第12条 一度に5千円以上の支給を受けた者は、当団体あてに領収証を提出するものとする。その他の場合は、代表理事が出金伝票を作成してこれに代える。

(改正)

第13条 本規定は、次の方法により改正される。

- (1) 代表理事が効力発生日の30日前までに社員全員に周知したとき
- (2) 社員総会において議案とし、出席者の過半数が賛同したとき

(附則)

- 1. この規定は、2024年11月1日から施行する。